

野々市市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、野々市市監査基準（令和6年野々市市監査委員告示第1号）に準拠し実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和7年3月17日

野々市市監査委員 東 田 敏 彦

野々市市監査委員 中 村 義 彦

定期監査結果報告書

1 監査の対象及び監査の範囲

総務部、地域政策部地域振興課、建設部上下水道課

令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行された所掌事務事業
健康福祉部、教育部

令和6年4月1日から令和6年10月31日までに執行された所掌事務事業

2 監査の期間

令和6年9月30日から令和7年2月26日まで

3 監査の実施場所

野々市市役所 監査委員室

4 監査の執行者

監査委員 東田 敏彦

監査委員 中村 義彦

5 監査の実施内容

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類について調査を行うとともに、部長以下関係職員から説明を聴取し、質疑応答を行った。

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務等の執行状況は、次のとおり改善を必要とする事項があったので、適切な措置を講じられたい。

支出事務

子育て支援課が所管する保育園嘱託医への報酬の支給方法は、条例でこれを定めなければならないと規定する地方自治法第203条の2第5項に抵触するため、当市の条例に基づくよう適正を期す必要がある。

変動する報酬金額を年度末に一括支給していること、年度途中で嘱託医が退職した場合には一般職の職員の例による支給方法によって対応できないことに対して、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正、または、予算科目の再考等が必要だと考える。

8 監査の結果に添える意見（地方自治法第 199 条第 10 項）

支出事務

旅行依頼の専決区分、また、旅費関係の提出資料について改善を求める。

監査対象の多くの課において、非常勤の特別職、外部講師等について、旅行依頼簿の専決区分が市の例規から確認できなかったが課長専決としている例を複数確認した。地方自治法施行令第 173 条の 6 の規定があるため、規定のない慣例に基づく財務事務は存在しないと考える。費用弁償の支給方法は、地方自治法第 203 条の 2 第 5 項により、条例でこれを定めなければならないと規定しており、旅費条例第 4 条により、旅行は、任命権者又はその委任を受けた者の発する旅行命令又は旅行依頼によって行わなければならないと規定している。また、旅行命令等と添付資料の提出状況は部署により異なり、出納に必要な資料のみ作成している例があった。必要な書類は会計事務説明会の参加者から他の職員へ情報共有されていないこと、所管する秘書課の審査を受ける機会がないことが原因ではないか。また、市財務規則別表第 3 により支出負担行為に必要な主な書類を旅行命令書と規定しており、旅費条例が規定する文書名と一致していない。業務に必要な文書名は揃えた方が良いと考える。

支出事務

財務会計システムにおいて予算の執行状況、また、業務に係る手許資料を定期的に確認する体制を設けることを求める。

監査資料作成基準日・作成時期・配布時期を予告した上でシステムの抽出資料をもとに監査資料として予算執行状況表を作成し、事務局から監査対象に配布したが、多くの課において、歳出更正、システムへの入力忘れを理由に資料の作成を待つよう、また、再抽出するようとの依頼が目立った。歳出更正は、事業、節、細節を誤っていた例が複数あったことから適正に処理して頂きたい。契約等からシステムへの入力までに時間を要した事例もあったが、システムへの入力は速やかに処理するよう努めて頂きたい。また、システムの履歴と監査資料へ各部署が直接記入する内容が異なる例が多かった。職員によって手許資料の誤りを是正する機会がない様子が伺える。詳細は監査資料の訂正依頼とともに事務局から案内した。